

なご思ひ侍しに、あしたことに晴ていとめでたくぞ侍し、鳥羽殿の御所のけいきのおもしろさ、ことわりにもすぎたり、いろくのもみぢもをりをえたる心ちす、れうとうげきすうかべる、池のみぎはの紅葉なごたとへんかたなし、

〔二代要記九〕弘長二年壬戌三月廿六日、八幡行幸、同七日、還御鳥羽殿、雨降朝觀、雖雨儀晴儀、

〔増鏡十一今日の日墜〕正應も二年になりぬ、よろづめでたき事もおほくて、三月廿三日、鳥羽殿へ朝觀の行幸見伏なる、本院深草はかねてより鳥羽殿におはしまして、池の水草かきはらひ、いみじ

うみがゝれて、れいのたどくしきからの御舟うかべられて、廿四日に舞樂ありき、廿六日にぞ歸らせ給ける、

〔續後拾遺和歌集十〕正應二年三月、鳥羽殿に朝觀行幸見伏の時、花添春色といふことを講せられけるに、

一條内大臣兼藤原忠

はなの色を春のひかりと思ひしやけふの御幸のためしなるらん

〔増鏡十一今日の日墜〕乾元元年六月十六日、龜山殿へ行幸二條後あり、法皇宇多いとめづらしくうつく

しと見たてまつらせ給、あか月歸らせ給ぬる後、法皇より内に聞えさせ給、

またはるゝ名殘にたえず月を見れば雲のうへにぞ影はなりぬる

御かへし、内のうへ、

君はよし千とせのよはひたもてればあひみむことのかずもえられず

〔園太曆〕康永三年十月廿三日己卯、今日可有行幸仙洞光云々、其間事自去比有沙汰粗及勅問、其

旨趣主上明已御成人、萬機尤可聞事也、而如評定未及御聽聞、先々或行幸仙洞、御逗留有聞食事

歟、今度行幸暫御逗留、如此事沙汰可相口歟、然者雖朝觀行幸已前、中門下御、爲仙洞之儀、御逗留之

間、如此沙汰可宜歟、將又雖爲御留守儀、御逗留之間、御同宿之體にて、如評定出御可宜歟、可計申候